

# 山梨県公報

号外第四十二号

平成二十七年

六月十七日

水曜日

## 目次

- 山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例の施行期日を定める規則……………一
- 山梨県行政組織規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………一
- 建築士法施行細則の一部を改正する規則……………二

## 規則

### 山梨県規則第三十号

山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成二十七年六月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例の施行期日を定める規則

山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例(平成二十七年山梨県条例第五号)の施行期日は、平成二十七年七月十五日とする。

### 山梨県規則第三十一号

山梨県行政組織規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年六月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県行政組織規則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

(山梨県行政組織規則の一部改正)

第一条 山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表県土整備部の部都市計画課の項に次の一号を加える。  
十二 甲府駅南口駅前広場に関する事。

別表第五建設事務所の項中第三十六号を第三十七号とし、第二十二号から第三十五号までを一号ずつ繰り下げ、第二十一号の次に次の一号を加える。

二十二 甲府駅南口駅前広場に関する事(中北建設事務所に限る。)

(山梨県事務決裁規則の一部改正)

第二条 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の十の表都市計画課の部に次のように加える。

十四 山梨県 甲府駅南口 駅前広場設 置及び管理 条例(平成 二十七年山 梨県条例第 五号)の施 行に関する 事務	1 第六条第一項の規定による行為の許可及び変更の許可	2 第七条第一項の規定による利用の許可及び変更の許可	3 第八条第一項の規定による許可の取消し等	4 第八条第二項の規定による許可の取消し等	5 第十条の規定による使用料の減免	6 第十一条ただし書の規定による使用料の還付	7 第十二条の規定による山梨県警察本部長に対する情報の提供の依頼
	○	○	○	○	○	○	○
	中北建設事務所 所長	中北建設事務所 所長	中北建設事務所 所長	中北建設事務所 所長	中北建設事務所 所長	中北建設事務所 所長	中北建設事務所 所長

### 附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年七月十五日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)  
2 山梨県甲府駅南口駅前広場設置及び管理条例(平成二十七年山梨県条例第五号)附則第二項の規定による準備行為に係る事務については、第二条の規定による改正後の山梨県事務決裁規則別表第二の十の表都市計画課の部十四の款の規定の例により専決するものとする。

**山梨県規則第三十二号**

建築士法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十七年六月十七日

山梨県知事 後 藤 齋

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則(昭和二十六年山梨県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第六条第二項」を「第六条の二第二項」に改める。

第六条第一項中「次項」を「次条第一項」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に、「前項」を「次条第一項」に、「名簿を訂正し、前項の規定による申請があつた場合においては免許証を書き換えて申請者に交付する」を「名簿を訂正する」に改め、同項を同条第二項とし、同条の次に次の一条を加える。  
(書換え交付の申請)

**第六条の二** 二級建築士又は木造建築士は、前条第一項本文に規定する場合において、

二級建築士免許証若しくは木造建築士免許証(以下これを「免許証」という。)又は二級建築士免許証明書若しくは木造建築士免許証明書(以下これを「免許証明書」という。)に記載された事項に変更があつたときは、知事に免許証の書換え交付を申請しなければならない。

2 前項及び法第五条第三項の規定により免許証の書換え交付を申請しようとする者は、免許証用写真を貼付した第三号様式による免許証書換え交付申請書にその内容を記載し、免許証又は免許証明書を添えて、これを知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による申請があつた場合においては、免許証を書き換えて、申請者に交付する。

第二十四条中「第六条」の下に「、第六条の二」を加え、「第六条第二項」を「第六条の二第一項」に、「第六条第三項」を「第六条の二第二項中「法第五条第三項」とあるのは「法第十条の二十一第一項の規定により読み替えて適用される法第五条第三項」と、「免許証の」とあるのは「免許証明書の」と、第六条の二第三項」に改める。

第四十二条中「第二十三条の五第一項」の下に「又は第二項」を加える。

第三号様式中「第六条関係」を「第六条の二関係」に、「事項に」を「事項等に」に、「第6条第2項」を「第6条の2第2項」に改める。  
第七号様式を次のように改める。

第7号様式 (第42条関係)

年 月 日

山梨県知事 (指定登録機関) 殿

届出者  
 住所  
 氏名 印  
 電話番号  
 (法人にあつては、事務所の所在地、  
 名称、代表者の氏名及び電話番号)

一級  
 二級 建築士事務所登録事項変更届  
 木造

建築士事務所の登録事項に次のとおり変更があつたので、建築士法第23条の5第1項 (及び第2項) の規定により届け出ます。

建築士事務所	名称	
	所在地	
	一級建築士事務所、二級建築士事務所 又は木造建築士事務所の別	
	登録年月日	
	登録番号	

項目		変更前	変更後	変更年月日
変更事項	建築士事務所の名称			
	建築士事務所の所在地			
	建築士事務所の開設者の氏名又は名称			
	建築士事務所の開設者が法人である場合 にあつては、役員の氏名			
	管理建築士の氏名及び一級建築士、二級 建築士又は木造建築士の別			
	建築士事務所に属する建築士の氏名及び 一級建築士、二級建築士又は木造建築士 の別			

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十七年六月二十五日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の第三号様式による免許証書換え交付申請書は、この規則による改正後の第三号様式による免許証書換え交付申請書とみなす。